



## 第2章 全体構想



# 1

## 都市の将来像と基本目標

### 1-1 将来都市像

#### (1) 将来都市像

当町の都市づくりは、総合計画で示された「めざす町の姿」の実現に向けて進めていく必要があります。このため、都市計画マスタープランでは、総合計画で掲げられた「めざす町の姿」を将来都市像として設定します。

また、子どもから高齢者まで、住民だけでなく外国人も含めて、多様な人が集い、豊かな自然と共生しながら賑わいを創出していくという都市づくりを目指すため、都市計画マスタープランの将来都市像を以下のとおり設定します。

#### ■将来都市像

**ふれあい豊かに質の高い暮らしと文化があるまち**

～多様な人が集い・にぎわい豊かな、未来へ飛躍する自然と共生するまち～

#### (2) まちづくりの基本的な方向性

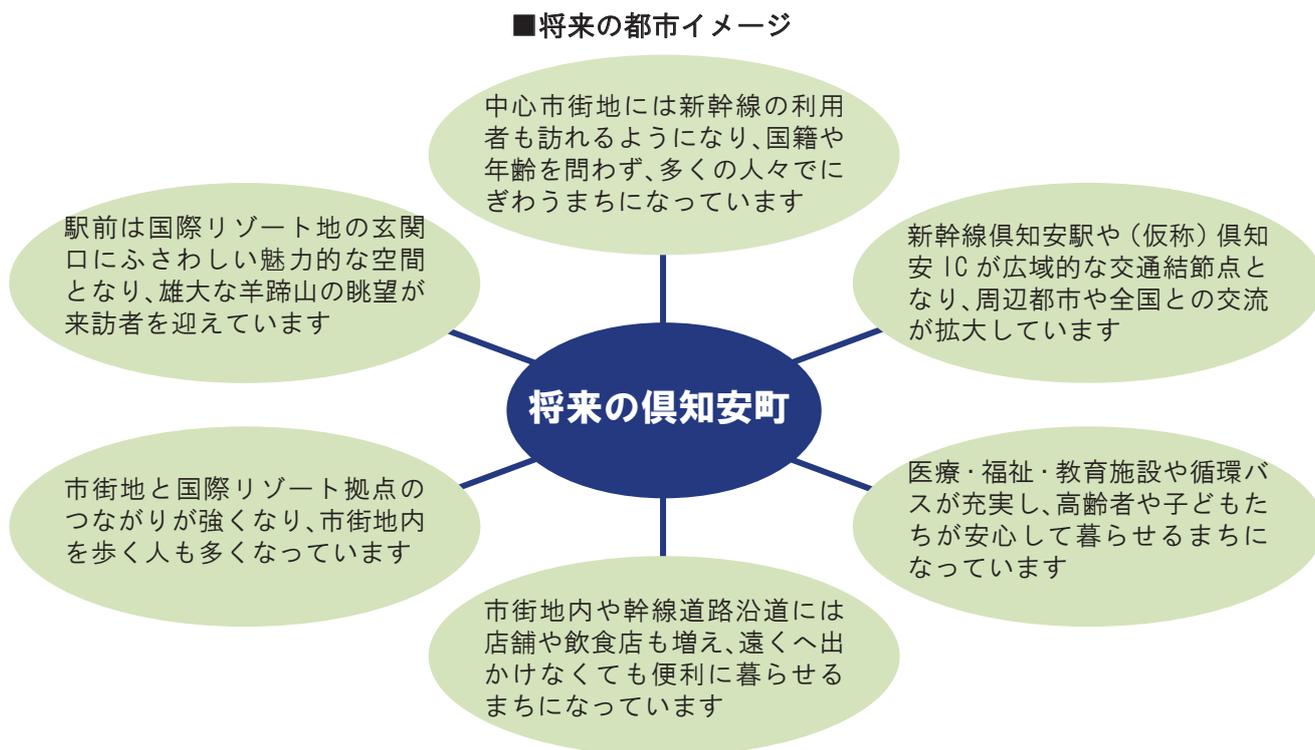
自然美を誇る秀峰羊蹄山とニセコ連峰の麓にあり、市街地を包み込む広大な自然環境に恵まれた当町では、後志の地域中心都市として、さらに、世界に誇れる国際リゾート地として、都市の成長・発展と自然の保全・活用が一体となったまちづくりに取り組んでいきます。

また、当町では、用途地域内の市街地に住民の多くが居住し、倶知安駅や町役場の周辺に多くの官公署・事業所・医療福祉施設等が集積するなど、道内では比較的コンパクトな市街地が形成されてきました。人口減少と少子高齢化が進むなか、北海道が推進する「北の住まいるタウン」を参考にしながらコンパクトな都市構造を維持することで、行政の維持管理コストや環境負荷の少ない都市づくりを目指すとともに、徒歩・自転車の安全確保と公共交通の充実により、町民が暮らしやすく来訪者が過ごしやすい環境を創っていきます。

そして、北海道新幹線と北海道横断自動車道の整備による広域交通ネットワークの充実・強化を追い風として、札幌を始めとした周辺都市のみならず国内外との広域的な交流・連携を拡大し、目指すべき国際リゾート地にふさわしい機能、空間、魅力、風格を備えた町へと成長を続けます。

### (3) 目指す将来の都市イメージ

まちづくりの基本的な方向性に基づく取組みを進めることで実現される将来の都市のイメージは次のとおりです。



## 1-2 都市づくりの基本目標

将来都市像を実現していくため、具体的に取り組む都市づくりの目標を次のとおり定めます

### (1) 国際リゾート地にふさわしいまちづくり

新幹線倶知安駅や(仮称)倶知安IC等の広域交通結節点を活かして、広域連携を推進するとともに、後志管内の地域中心都市として、また、今後日常的な生活圏になる札幌などの周辺都市や増加が予想される国内外からの来訪者を迎える場所として、中心市街地の賑わいや回遊性の向上により、国際リゾート地にふさわしいまちづくりを推進します。

### (2) 今あるものを活かす効率的なまちづくり

無秩序な市街地の拡大を抑制しながら、現在の市街地内の既存ストックを有効に活用して、徒歩や公共交通で暮らせるコンパクトなまちづくりを推進します。また、住民ひとり当たりの行政コストを低減し、公共施設や遊休地等の活用において、民間の人材やノウハウを取り入れるなど、ヒト・モノ・カネ・土地・ハコモノの資源を総動員して、行政コストを増やすことなく効率的にまちづくりを推進します。

### (3) 自然の恵みを活かしたまちづくり

市街地を包み込む大自然の恵みを、観て（景観）、触れて（アクティビティ等）、活用しつつ、豊かな自然を枯渇させることがないように、自然環境と調和・共生できるまちづくりを進めます。

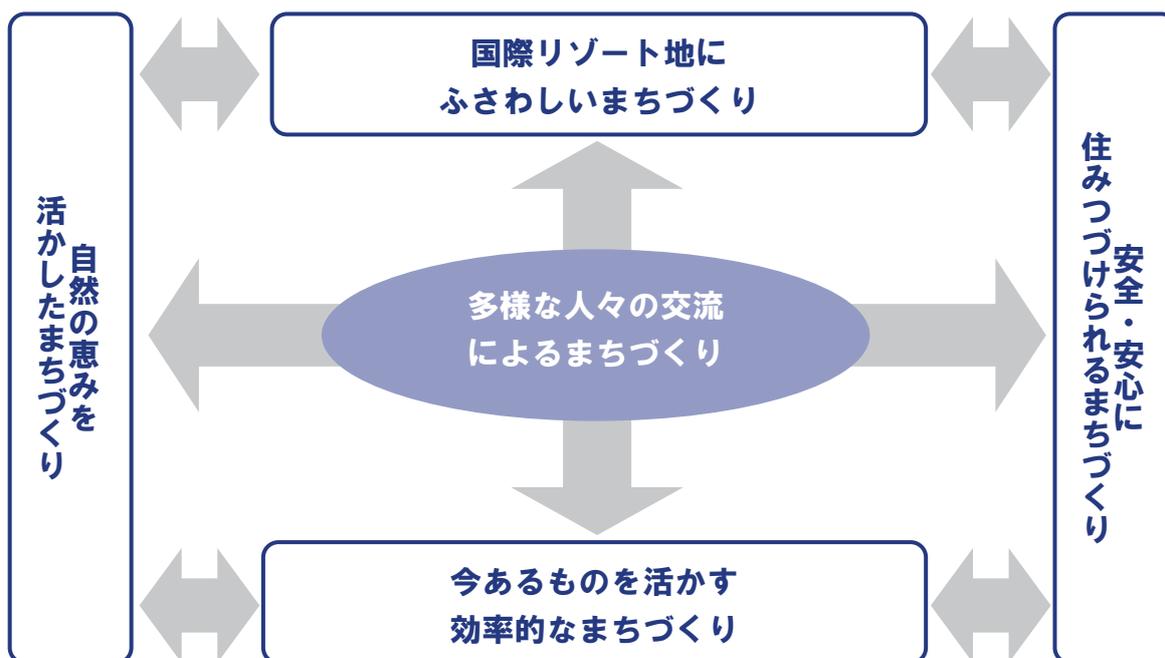
### (4) 安全・安心に住みつづけられるまちづくり

市街地を中心とした災害リスクを低減するため、防災・減災の視点からの都市整備に加え、地域の自主防災活動等のソフト対策に取り組むとともに、雪対策や防犯など、町民が穏やかに住み続けることができるまちづくりを進めます。また、安定した行財政運営を行うことで質の高い町民サービスを持続的に行えるまちを目指します。

### (5) 多様な人々の交流によるまちづくり

住民が当町に愛着を持ち、率先してまちづくりに参加し、一部のまちの機能を運営することこそ、俱知安らしさがあふれる素晴らしいまちとなります。そのため、年齢や国籍に関わらず積極的な参加機会を創出し、住民のアイデアを募るとともに、民間活力を導入し、新しい時代のまちのマネジメントを目指します。

■まちづくりの基本目標概念図



# 2

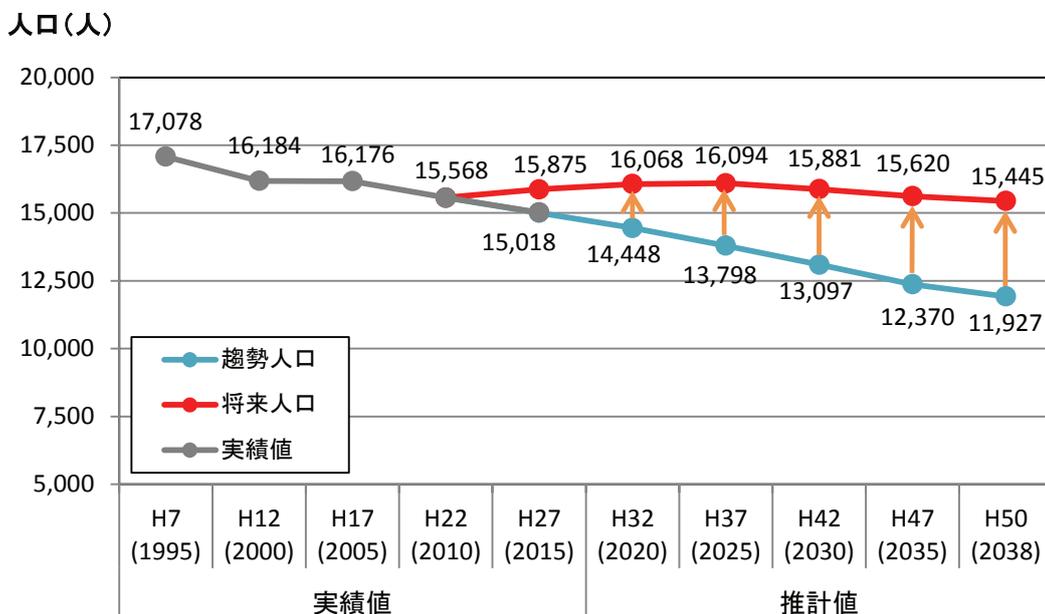
## 将来人口等

### 2-1 将来人口の見通し

本計画における行政区域全体の将来人口の見通しとして、倶知安町まち・ひと・しごと創生総合戦略に示す「人口の将来展望」を用いることとします。この将来人口を実現するため、倶知安町では、観光地づくりや外国人との共生、産業の創出、生活・住環境の充実、子育て・教育環境の充実等に取り組んでいきます。このことから、計画目標年次である2038年（平成50年）の行政区域全体の人口を15,445人とします。

また、都市計画区域外（準都市計画区域含む）での一定程度の居住を考慮し、市街地（用途地域）の計画目標年次（2038年（平成50年））の人口を12,034人とします。

■将来人口（行政区域）の見通し



資料：実績値：国勢調査（総務省）、将来人口：倶知安町人口ビジョン（2016年（平成28年）2月）、趨勢人口：日本の地域別将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、2013年（平成25年）3月推計）

■将来人口（市街地）

区域	現況 2015年度 (平成27年度)	中間年次 2028年度 (平成40年度)	目標年次 2038年度 (平成50年度)
行政区域人口	15,018人	15,966人	15,445人
都市計画区域	12,198人	12,948人	12,517人
市街地（用途地域）	<b>11,590人</b>	<b>12,406人</b>	<b>12,034人</b>
都市計画区域外 (準都市計画区域含む)	2,820人	3,018人	2,928人

## 2-2 将来市街地規模の設定

将来の市街地人口は現況よりも若干の増加が見込まれますが、市街地内には低未利用地も存在することから、これ以上の拡大をしないこととします。

現在の市街地面積から非可住地面積を差し引いた想定可住地面積で目標年次市街地可住地人口密度を算出すると、約 40 人/ha になります。

なお、ニセコひらふ地区を含む準都市計画区域については、用途地域を定めないので、市街地人口や市街地規模の設定は行いません。

■市街地の規模

種別	現況 2015 年度 (平成 27 年度)	中間年次 2028 年度 (平成 40 年度)	目標年次 2038 年度 (平成 50 年度)
市街地人口	11,590 人	12,406 人	12,034 人
市街地規模	407.7ha		

# 3

## 将来都市構造

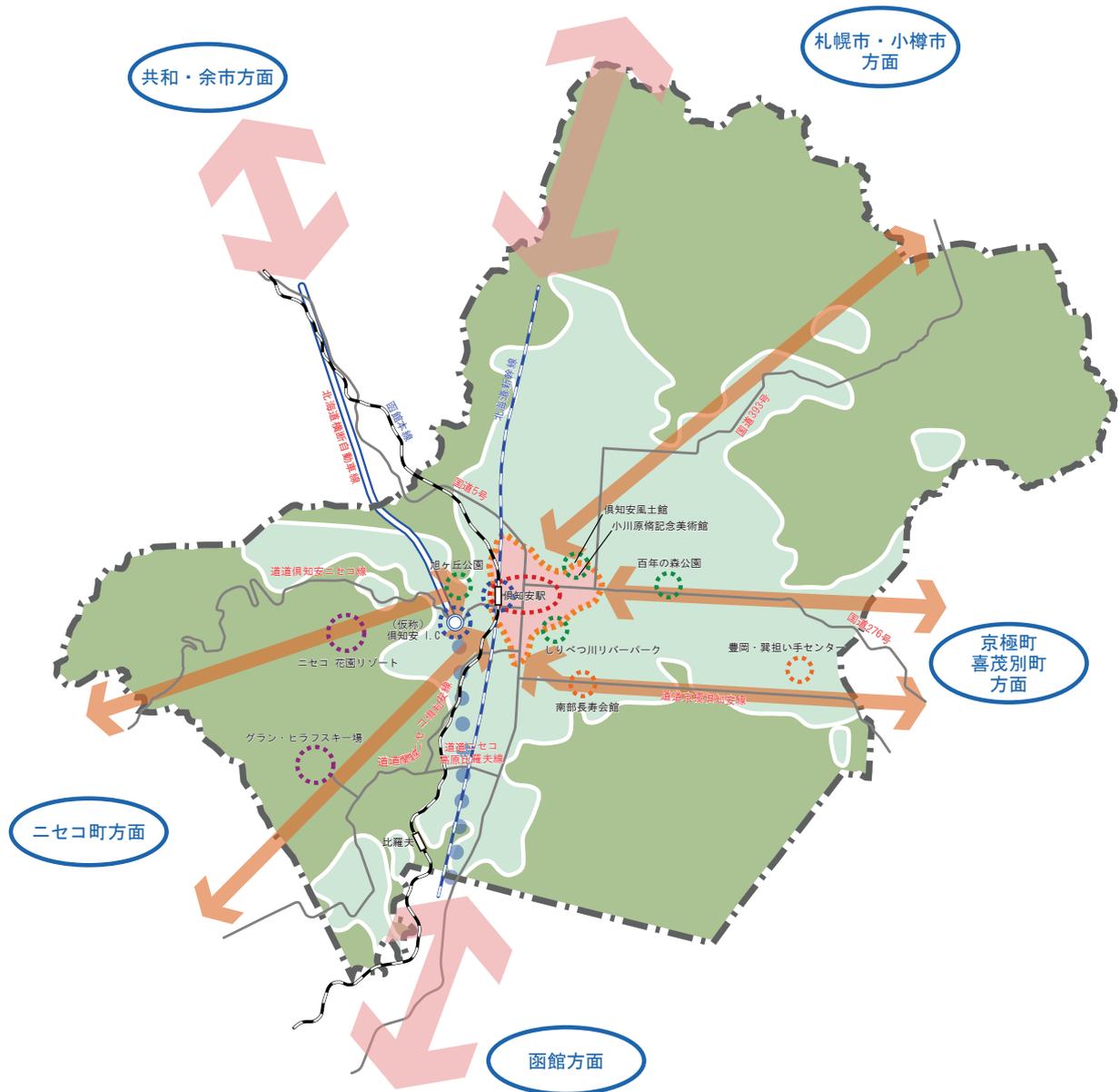
### 3-1 都市全体の将来都市構造

将来都市構造は、将来都市像の実現に向けて都市づくりの基本目標に即した施策を展開するにあたり、骨格的な土地利用区分や都市施設の配置、そして主要な都市機能を集積する拠点を位置付け、具体的な都市づくりの基本となるものです。

本計画では、「骨格的エリア区分」、「連携軸」、「拠点」によって将来都市構造を構成します。

	設定	方針	設定対象
骨格的 エリア区分	市街地エリア 	・市街地エリアは、住民生活の利便性が高く、現状及び将来の土地利用の方向から4つのゾーンに区分し、住居、商業等の都市的土地利用を図ります。	おおよそ用途地域の指定範囲相当
	集落地・農地エリア 	・無秩序な市街地の開発を抑制するとともに、営農環境の保全を図ります。	主として農業的土地利用を行う、集落地や農地
	自然（山地）エリア 	・良好な自然環境の保全を図ります。	主として自然的土地利用を行う、羊蹄山・ニセコアンヌプリ山麓、本倶登山山麓をはじめ、尻別川等
連携軸	広域連携軸 （国土連携） 	・大都市圏等との連携を図るための高速交通網（新幹線・高速道路）を整備、維持していきます。	北海道新幹線（倶知安駅） 北海道横断自動車道（（仮称）倶知安IC） 国道5号（3.3.1中央通）
	都市間連携軸 （都市連携） 	・隣接都市との連携、及び主要拠点間の連携を図るための道路等を維持していきます。	国道276号（3.4.2北3条通） 国道393号（3.4.8東10丁目通） 道道倶知安ニセコ線（3.4.4.南3条通） 道道蘭越ニセコ倶知安線 道道京極倶知安線 道道ニセコ高原比羅夫線 JR函館本線
拠点	広域都市拠点 	・町全体で利用する施設や後志管内などの広域で利用する施設が集積する拠点の形成を図ります。	倶知安町役場、文化福祉センター、北海道後志総合振興局、倶知安厚生病院等
	文化・レクリエーション拠点 	・当町の文化を伝え、憩いの場として役割を担う施設等を中心とした拠点の形成を図ります。	倶知安風土館、小川原脩記念美術館 旭ヶ丘公園、中央公園、百年の森公園、しりべつ川リバーパーク
	国際リゾート拠点 	・当町を代表し、国際的にも有名な観光拠点の形成を図ります。	ニセコマウンテンリゾートグラン・ヒラフ、ニセコ HANAZONO リゾート
	広域交通結節点 	・大都市圏等との連携を図るための高速交通網の結節点の形成を図ります。	倶知安駅、（仮称）倶知安IC

## ■将来都市構造図（町全体）



凡 例			
骨格的エリア区分	連携軸	拠 点	その他
市街地エリア	広域連携軸	広域都市拠点	鉄道（新幹線）
集落地・農地エリア	都市間連携軸	文化・レクリエーション拠点	鉄道（函館本線）
自然（山地）エリア		国際リゾート拠点	高速道路（事業中）
		広域交通結節点	高速道路（計画）
			一般道路

### 3-2 市街地エリアの将来都市構造

市街地エリアについては、町全体の将来都市構造を基本として詳細なゾーン区分を行います。この市街地エリアの将来都市構造は、具体的な土地利用や都市機能集積の基本となるものです。

設 定		方 針	設定対象
ゾ ー ン	賑わい交流ゾーン 	北海道新幹線が接続する JR 倶知安駅周辺において、広域交通結節点として機能するとともに、国際リゾート地の玄関口として国内外の観光客をもてなし、ゾーン内を歩いて回遊して賑わいを感じてもらうような商業サービス・交流機能の施設を充実するゾーンとします。	JR 倶知安駅から国道 5 号に至るまでの駅周辺一帯
	公共・業務ゾーン 	倶知安町はもとより、後志管内の中心的役割を担う行政サービス機能等を集約、維持するゾーンとします。	町道大通にある町役場等、行政サービス施設等が立地する一帯
	沿道サービスゾーン 	既存の立地するロードサイド型の商業・業務施設を中心に、高次都市機能施設の許容も想定するゾーンとします。	市街地エリア内を通る国道 5 号沿道
	住環境共生ゾーン 	周辺環境と調和のとれた良好な居住環境の形成を図るゾーンとします。	上記 3 ゾーン以外の市街地エリア
軸	回遊軸 	駅前からまちなかにおいて、歩行者・自転車が安全快適に通行できる回遊の中心となる軸の形成を図ります。	倶知安駅から国道 5 号に至る道道倶知安停車場線の沿道一帯
	都心軸 	市街地エリアの骨格となるとともに、周辺エリアから市街地エリアに連絡する道路として、賑わいや景観などの面で魅力を創出する軸の形成を図ります。	国道 5 号、国道 276 号、道道倶知安ニセコ線など、町外から市街地エリアに接続する重要路線





## 都市づくりの方針

### 4-1 土地利用の方針

#### (1) コンパクトな市街地形成の推進

当町では倶知安駅周辺の徒歩圏内に多くの都市機能が集積し、市街地内に多くの住民が居住するコンパクトな都市構造となっていますが、用途地域内にはまとまった低未利用地も多く残っていることから、土地利用の需要に対応した誘導を進めることとし、今後もコンパクトな市街地の形成を目指して土地利用を進めていきます。

このため、住宅地、商業・工業地などの土地利用についても、それぞれ以下の方針に基づいて計画的な配置・誘導を進めます。

#### ① 快適で質の高い住宅地の形成

##### ○ 専用住宅地

用途地域が指定されている市街地のうち、低層住宅及び中高層住宅が集積している住居系用途地域を「専用住宅地」と位置付け、将来都市構造図の「住環境共生ゾーン」の中心的な用途として専用住宅や共同住宅を中心とする良好な住環境の保全を図ります。

##### ○ 一般住宅地（又は複合住宅地）

用途地域が指定されている市街地のうち、専用住宅地以外の住宅地を「一般住宅地」と位置付け、主に中心商業地の外縁部分において、良好な住環境を確保しつつ、地域の生活に必要な商業・業務施設の立地も許容することで、利便性の高い住宅地の形成を図ります。

##### ○ 公共・業務地

将来都市構造図の「公共・業務ゾーン」に対応し、公共公益施設や業務施設が集積している一帯を「公共・業務地」と位置付け、既存の公共公益施設の立地の維持を基本とし、再編や新規に係る優先的な立地を検討する候補地域とします。

#### ② 町の賑わいと活力を創出する商業・工業地の形成

##### ○ 中心商業地

将来都市構造図の「賑わい交流ゾーン」に対応し、倶知安駅から国道5号にかけた商業系用途地域を中心とする一帯を「中心商業地」と位置付け、商業・業務施設の集積や賑わい創出につながる公益的な施設の立地・誘導を図ります。

また、将来都市構造図で「回遊軸」に位置づけている駅前通り（道道倶知安停車場線）を中心に、徒歩や自転車による店舗や飲食店への回遊が図られるような空間を形成し、地域住民や買い物客はもとより、観光客等の来訪者も交流する賑わいの創出を目指します。

##### ○ 沿道業務地

将来都市構造図の「沿道サービスゾーン」に対応する国道5号沿道の準工業地域や2種住居

地域等を「沿道業務地」と位置付け、駐車場を備えた商業施設、工場を併設した店舗など、自動車交通に対応した多様な用途を許容する沿道型の土地利用を図ります。

○ 工業地

用途地域が指定されている市街地のうち、国道5号沿道を除く小規模な工業施設や工場・倉庫等が立地している準工業地域を「工業地」と位置付け、周辺の住環境との調和に配慮しつつ、既存の工業施設の維持、そして新たな工業施設や物流施設の立地を図ります。

③ 用途地域の適正な見直し

現状の土地利用と相違している用途地域がある地域において、将来にわたって現状の土地利用を維持する必要がある場合には、当該地域に合った適正な用途地域の見直しを検討します。

また、北海道新幹線の建設や道路等の基盤整備によって新たな土地利用が見込まれる地域においても、目指すべき土地利用の方向性を考慮しつつ、適正な用途地域への見直しを検討します。

なお、今後、土地利用の需要を踏まえた未利用地の解消に努めますが、様々な理由で宅地化が見込めない未利用地が生じた場合には、将来の人口動向や住宅地需要等の社会情勢の変化も考慮しつつ、用途地域からの除外も検討します。

④ 白地地域における土地利用規制の検討

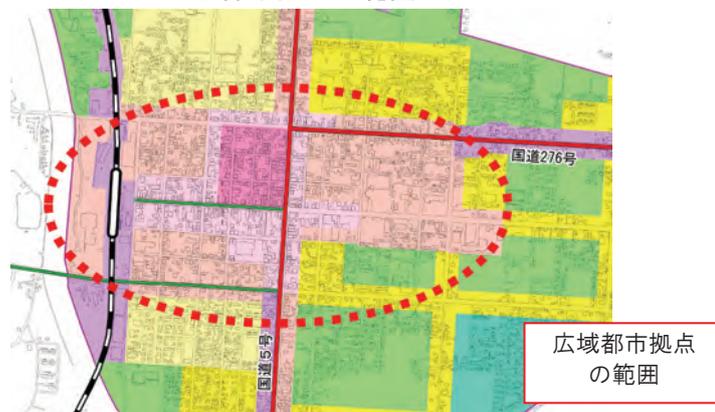
現在の都市計画区域内のうち用途地域が指定されていない白地地域においては、農用地区域の指定継続に努め、自然地の保全も基本とした無秩序な市街化の抑制に努めます。なお、今後新たに開発が進む可能性が生じた場合には、必要に応じて周辺の営農環境や集落環境に影響を及ぼす建築物の立地を制限するための特定用途制限地域の指定を検討します。

(2) 広域都市拠点周辺における都市機能集積

倶知安駅周辺から倶知安町役場周辺までの範囲を倶知安町中心市街地活性化基本計画では中心市街地に位置づけています。この地域では、町全体で利用する公共施設や商業業務施設だけでなく、後志管内全体を利用圏とする北海道後志総合振興局、倶知安厚生病院等も立地しており、リゾート地区との連携を踏まえた宿泊施設等の集積も期待されることから、この地域周辺を将来都市構造において広域都市拠点（下図範囲イメージ参照）としています。

このため、この地域は、既存の都市機能の維持・充実に加え、公共公益施設の整備・移転を検討する際にも、その候補地として位置づけることとします。

■広域都市拠点の範囲イメージ



■土地利用方針図



凡 例

- |        |    |            |           |
|--------|----|------------|-----------|
| 専用住宅地  | 公園 | 都市計画区域     | 鉄道(新幹線)   |
| 一般住宅地  | 森林 | 市街地(用途地域界) | 鉄道(JR)    |
| 公共・業務地 | 農地 |            | 高速道路(事業中) |
| 中心商業地  | 河川 |            | 高速道路(計画)  |
| 沿道業務地  |    |            | 国道        |
| 工業地    |    |            | 道道        |

### (3) 住宅需要や地域特性に対応した住宅地づくり

今後の少子高齢社会の進展、広域的な観光・交流に伴う移住の増加、冬季における人口増加など、多様化する住宅需要に適切に対応しつつ、豪雪地帯といった気候風土など、地域特性にも配慮しながら、質の高い住宅地づくりを進めます。

#### ① 多様化する住宅需要に対応した住宅地づくり

当町ではライフステージの変化などによって多様化する住宅需要への対応が課題であることから、民間事業者との連携のもと、高齢者向けの住宅、若い世帯向けの住宅、移住世帯の受け皿となる環境の良い住宅など、多様な住宅・住宅地の供給を目指します。

そのため、民間賃貸住宅の供給の促進、「しりべし空き家バンク」を活用した空家の利活用、「住替え支援の充実」、市街地内の低未利用地を活用した住宅地の整備など、様々な主体や分野と連携した取組みを通して、市街地内での住宅地の確保に努めます。

また、公営住宅においては「町営住宅長寿命化計画」に基づき適切に維持管理を行っていきませんが、建替えが必要な住宅が生じた場合には、対象世帯の状況を踏まえ、利便性に合った敷地の確保に努めます。

#### ② 高齢社会に対応した住宅地づくり

当町においては、冬の豪雪による暮らしの不便さから、高齢者向けの賃貸住宅や地域の実情に応じたサービス付き高齢者向け住宅の供給などが求められることから、徒歩による買い物・通院のしやすい地域や、公共交通などの利便性の高い地域に当該住宅が立地されるよう、関係する事業者等と連携しながら供給の確保に努めます。

また、バリアフリー化などの住宅改善に対する支援や見守りサービスなどの生活支援の充実により、高齢になっても地域の中で安心して暮らせる住宅づくりを進めます。

#### ③ 気候風土に対応した住宅地づくり

豪雪をはじめとする気候風土を考慮した住宅地づくりとして、自己敷地での雪処理ができるような敷地規模や一時堆雪（雪よせ）が可能となる空閑地（緑地等）などが求められることから、宅地開発等に係る開発行為の許可申請にあたっては、許可申請者との十分な協議のもと、有効な土地利用が図られるよう努めます。

また、住宅づくりにあたっては、倶知安町住生活基本計画に基づく「くっちゃん型住宅」の普及を促進します。

## (4) 市街地を取り巻く自然環境の保全

市街地を取り巻く自然環境は、市街地に暮らす住民にとっても魅力やうるおいを感じさせる重要な空間であることから、都市と農地・自然地の調和・共生を目指して計画的な保全を図ります。また、土地利用の動向等も踏まえつつ、必要に応じて都市計画制度に基づいた開発の規制・誘導も検討することとします。

### ① 都市計画区域外の土地利用コントロール

当町では、土地利用整序と環境保全を目的として、リゾート地区（主に「ニセコひらふ地区」、「花園ビレッジ地区」を指します）を中心に準都市計画区域が指定されました（2008年（平成20年）に区域指定）。今後も、周辺の自然環境や景観に配慮した適正な土地利用が図られるよう、準都市計画区域内の景観地区における建築規制の見直し等を検討するほか、無指定区域のうち、準都市計画区域の周辺や国道・道道沿いについては、現在の土地利用状況を考慮し、周辺環境の保全の観点から、準都市計画区域の拡大等について検討します。

### ② 多面的機能を持つ優良農地の保全

市街地外に広がる優良農地については、農用地区域の指定継続に努めるとともに、集落地におけるコミュニティ維持や、農業生産基盤の整備を進めることでその保全を図ります。

また、耕作放棄地等となっている農地については、農業・農村の持つ国土保全、水源かん養、景観形成等の多面的機能が発揮されるよう、認定農業者への利用集積や、農業後継者・担い手対策と一体となって、その解消に努めることとします。

### ③ 健全な森林環境の保全

当町を取り巻く豊かな森林については、森林整備計画に基づく適正な整備及び保全を図るべく、水資源かん養、土砂流出防止、保健休養などの公益的機能が有効に機能するよう努めるとともに、積極的な地域産材の利活用を促進します。

また、森林が有するこれら多様な機能を町民全体で守るため、町民やボランティア団体との協働による環境共生型の森づくりに取り組みます。

### ④ うるおいある水辺環境の保全

河川をはじめとする水辺地については、治水対策や動植物の生育生息環境等にも配慮しつつ、親水空間としての活用を図ります。

特に尻別川については、治水対策のための河川改修を進める河川管理者との調整を図りつつ、親水機能に配慮した水辺空間として活用を図ります。



## 4-2 交通体系の方針

### (1) 広域交通ネットワークの整備

当町は、後志地域の中央部に位置し、後志管内の地域中心都市であることから、今後整備される北海道新幹線や北海道横断自動車道の広域交通ネットワークの中心として重要な役割を担うこととなります。このため、これら広域交通ネットワークの整備促進と併せて、広域連携の観点から周辺市町村からのアクセスも重視した広域交通結節点の機能強化を図ります。

#### ① 新幹線及び高速道路の整備促進

町民の利便性向上、産業の振興、広域的な観光・交流の拡大に向け、北海道新幹線の新函館北斗～札幌間の早期完成に向けた要望活動や北海道横断自動車道（後志自動車道）の早期開通に向けた要望活動を展開します。

#### ② 広域交通結節点の整備

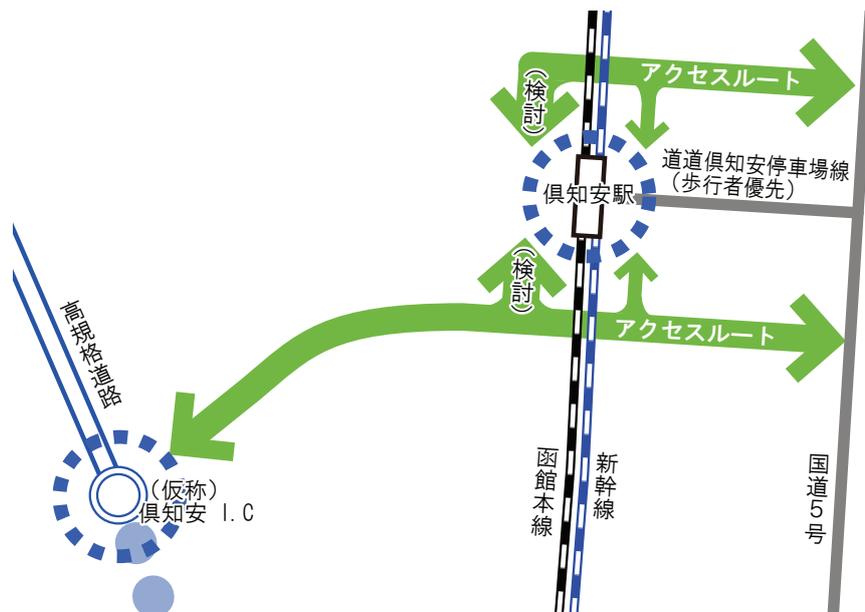
北海道新幹線の開通によって倶知安駅が周辺市町村を含めた広域的な交通結節点となることを踏まえて、バス等との乗り換え利便性向上を図るとともに、新幹線駅舎及び駅前広場の整備や新幹線開業に向けた交通需要に対応する駐車場の確保についても検討します。

また（仮称）倶知安 IC 付近の結節点機能について検討します。

#### ③ 広域交通ネットワークの整備効果をも高める広域交通結節点までのアクセス向上

北海道新幹線や北海道横断自動車道の利用者（町民や来訪者）が市街地やリゾート地区等へ円滑に往来できるよう、倶知安駅及び（仮称）倶知安 IC 周辺のアクセス機能の確保に向けて、都市計画道路の見直しも含めた道路網の再編及び道路の整備について、関係機関との協議のもとに検討を進めます。

■ 倶知安駅へのアクセス道路のイメージ



## (2) 町内の骨格的道路ネットワークの整備

町内の道路ネットワークについては、効率性、安全性、快適性を備えた自動車交通が確保されるよう、国道、道道、町道のそれぞれが担う機能と役割を考慮し、調整を図りながら整備を進めます。また、市街地内で円滑な自動車交通を確保するためにも、都市計画道路の整備や道路・橋梁等の維持補修を計画的に進めていきます。

なお、国際イベントが開催される際には必要な整備について関係機関と検討・調整していきます。

### ① 市街地の骨格となる幹線道路の整備

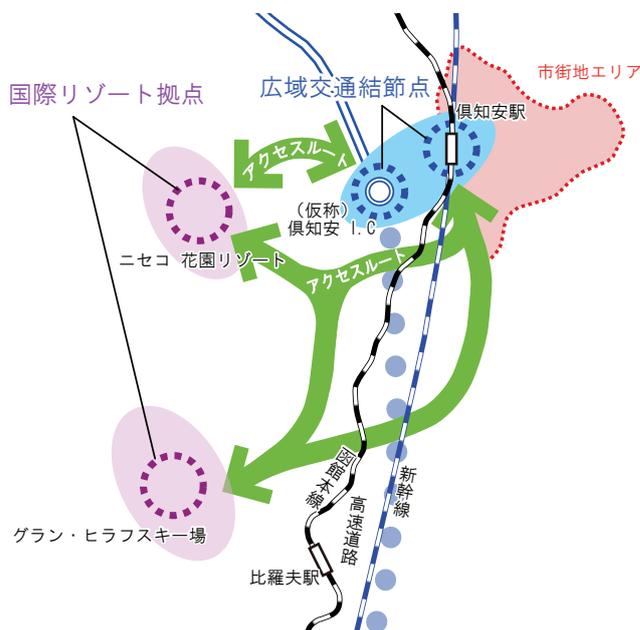
多様な都市活動を支え、円滑な自動車交通を確保するために、市街地の骨格となる幹線道路の整備を図ります。また、未整備の都市計画道路については、周辺の土地利用の動向を踏まえながら、整備の方向性を検討します。

### ② 市街地とリゾート地区との道路ネットワーク強化

リゾート地区では多くの観光滞在客が訪れることにより、関係する事業者や路線バス・観光バス・送迎車等の往来が非常に多くなっており、快適な交通環境の再構築が当町の国際リゾート地形成に重要な役割を担うことになります。

特にリゾート地区の拠点となるニセコひらふ地区や花園ビレッジ地区では、アクセス道路の通過交通量の増加が予想されることから、自動車・自転車・歩行者の交通環境の改善を関係機関との協議などにより検討します。

■市街地とリゾート地区を結ぶ道路ネットワークのイメージ



### ③ 生活道路の計画的な維持更新

町民の生活に密着する町道については、交通の安全を確保するため随時必要な修繕を行うとともに、定期的な点検の実施、交通動態や防災機能などを勘案し、優先度の高いものから順次改良を進めていきます。

また、町内の橋りょうについては、定期的な点検を実施しつつ、長寿命化計画に基づいて計画的に修繕を実施します。

#### ④ 歩行者と自転車のためのネットワーク整備

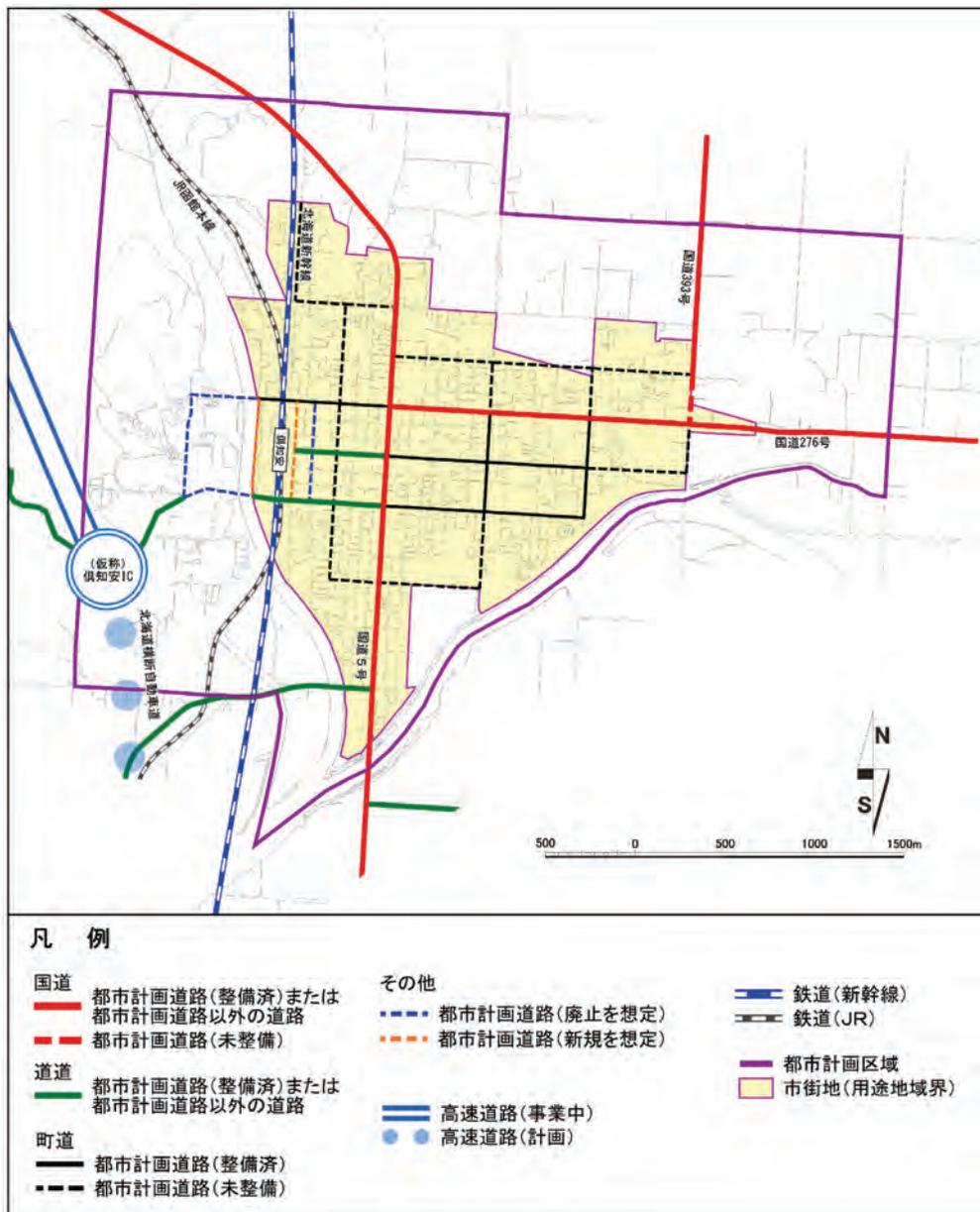
コンパクトな市街地、徒歩や自転車で生活している町民の多さといった当町の特徴を活かし、歩行者や自転車が安全で快適に移動できるよう整備を進めます。

このため、高齢者や障がい者、子育て期の親子などの歩行者の安全性の観点から、生活道路においては自動車交通の安全性も踏まえながら、車道幅の見直しも含めた歩行空間の確保について検討するとともに、道路改良等に合わせた歩道のバリアフリー化（段差解消、傾斜緩和等）の整備を検討します。

また、幹線道路においては、自動車と自転車、歩行者の安全確保の観点、さらには観光目的の自転車の快適性確保の観点から、自転車走行環境の構築について検討します。

さらに、通学路の安全確保については、関係機関で構成する通学路安全推進会議において、定期的に通学路の合同点検を実施し、対策必要箇所に対応した歩道整備や交通安全施設の設置を進めていきます。

■道路配置方針図



### (3) 公共交通ネットワークの充実

高齢者の増加に加え、当町では、新幹線等を利用して訪れる観光客の増加も予想されることから、公共交通による移動を重視したまちづくりを推進します。

#### ① 並行在来線への対応

JR函館本線の存続又は廃止は当町において、倶知安駅周辺の土地利用の方向性などのまちづくりや駅までのアクセス動線などの交通ネットワーク形成に大きな影響を及ぼすことから、「北海道新幹線並行在来線対策協議会」において並行在来線の存廃に係る早期判断が行われるよう沿線自治体との連携のもと働きかけていきます。

また、新幹線開業後の公共交通機関の確保に向けて、沿線自治体との連携を図っていきます。

#### ② 広域バス路線の充実

周辺市町村を連絡する広域バス路線については、住民はもとより周辺市町村からの通勤・通学・通院、買い物等に必要の移動手段であることから、関係自治体やバス事業者と連携を図りつつ、路線の維持・利便性向上を図ります。

また、新幹線開業後には、周辺市町村からの利用増加や、さらに広域からの当町へのアクセス需要が想定されることから、広域連携を見据えたバス路線の再編について関係自治体・事業者等との協力も得ながら検討を行います。

#### ③ 町内の多様な公共交通の充実

市街地内の駅や病院、スーパーなどの目的施設と住宅地を循環するまちなか循環バス「じゃがりん号」は、コンパクトな市街地形成に重要な役割を果たす公共交通であることから、より多くの町民に利用してもらえるよう、運行ルートや運行本数の見直しを継続的に行っていきます。

倶知安駅などの市街地とリゾート地区を結ぶ公共交通は、一層の利便性向上が図られるよう関係事業者と連携して検討していきます。

郊外地区においては、一部地域で路線バスの運行やスクールバスの混乗を実施していますが、生活需要に合った効率的な生活交通の方策を検討します。

#### ④ 公共交通のユニバーサルデザイン化の向上

公共交通は、住民はもとより利用者の年齢や国籍、障がいの有無にかかわらず、誰もが安心して身近に利用できる移動手段になることが求められることから、交通事業者等と連携を図りながら待合施設や車両のバリアフリー化等の改善に努めるとともに、施設や車両での利用案内表示の改善（多言語化やピクトグラムの使用など）などのユニバーサルデザイン化に努めます。

## 4-3 環境共生の方針

### (1) 身近な緑の保全と創出

市街地内の緑は、町民にとって憩いや交流の場であり、周辺の自然と一体となって緑豊かな自然環境や景観を形成する要素でもあることから、「緑の基本計画」と整合を図りながら、公園・緑地の適正な配置と誰もが快適に利用できるような公園の維持管理に努めるとともに、地域住民と一体となって身近な緑地の保全や緑化の推進を図ります。

#### ① 拠点的な公園等の機能維持

将来都市構造において「文化・レクリエーション拠点」に位置づけられている拠点的な公園等については、計画的かつ効果的な維持管理に努め、ユニバーサルデザインの考え方に立った整備に努めます。

#### ② 身近な公園・緑地の保全・整備

市街地内の街区公園については、「公園施設長寿命化計画」に基づき、計画的に公園の施設の修繕・更新を行うとともに、バリアフリー化にも努めます。また、これら身近な公園は、地域における交流やふれあいの場として、また、高齢者の健康維持や子育て環境の場として重要な役割を担っていることから、地域住民との協働による公園づくり活動の展開を図ります。

社寺林や学校をはじめとする公共施設緑地については、今後の土地利用の動向を踏まえながら適正な配置と確保・保全に努めます。

また、市街地内での地域の一時堆雪場（雪よせ場）としての利用に適した空き地等の未利用地が生じた場合には、身近な広場や緑地としての観点から確保に努めます。

#### ③ 市街地内における緑化の推進

市街地内において目に触れる緑の量を増やすため、公共施設周辺における緑化を推進するとともに、町内会や地域団体等による花壇造成や幹線道路の花植え活動などの身近な緑化の取組みを支援していきます。



## (2) 計画的な供給処理施設の整備

上下水道等の供給処理施設は快適で衛生的な生活を営む上で重要な都市施設であり、市街地の形成やリゾート地区の需要動向を踏まえ、給水・処理区域内において計画的に整備を図ります。また、今後は老朽化した既存施設の更新が課題となることから、安定した供給処理を目指して計画的な維持管理や更新を進めます。

### ① 計画的な下水道整備の推進

汚水処理は生活環境の改善、公共用水域の水質保全に資することから、土地利用動向を踏まえた公共下水道事業計画の見直しも検討しながら、公共下水道整備区域及び山田地区特定環境保全公共下水道区域における計画的、効率的な整備を進めます。また、ストックマネジメント計画に基づく終末処理場や下水道管等の老朽化対策・安全性確保を図ります。

雨水処理は市街地内の排水処理機能の向上に大きな役割を担うことから、公共下水道事業計画に基づき、道路改良工事等に合わせて布設するなど効率的な整備に努めます。

### ② 安定した上水道の供給

安全で良質な上水道を安定して供給するため、水質検査を通じた安全性確認に努めながら、今後策定する水道ビジョンや経営戦略に基づいて老朽化した配水管の計画的、効率的な改修・更新を進めます。

## (3) 資源循環型社会形成に向けた取組みの推進

環境負荷の少ない資源循環型社会の形成は、衛生的な都市環境を形成するためにも重要な課題であり、町民や事業者と一体となって、ごみの減量化・再資源化、再生可能エネルギーの導入に向けた取組みを拡大していきます。

### ① ごみの減量化・再資源化の推進

循環型社会の構築のためにはごみの減量化と再資源化が重要となることから、今後も可燃ごみの固形燃料（RDF）化の取組みを継続するとともに、町内での利活用の方策についても検討していきます。また、エコガレージへの搬入量増加に伴い、スペースが手狭になってきている状況があることから、資源回収拠点の設置拡大の必要性について検討します。

また、一般廃棄物においては、家庭ごみの減量化が進む一方で事業系ごみが増加傾向にあることから、とりわけ、ホテルや大型店舗などの多量排出事業者に対しては、ごみ排出量抑制の啓発を強めていきます。なお、事業系ごみのうち産業廃棄物については自己処理が原則であることから、処理責任体制の強化を促します。

### ② 低炭素化・資源循環に寄与するエネルギーの活用促進

未利用の地域産の木質資源を活用したバイオマスや地中熱などの低炭素化・資源循環に寄与する地域産エネルギーの活用について調査を推進するとともに、実現可能なものについては各種公共施設をはじめ、民間の住宅地や事業所への普及・導入を検討します。

## 4-4 防災都市づくりの方針

### (1) 災害リスクを軽減する事前の取組み

地震・水害・火災等の災害から町民の生命・財産を守り、災害発生の危険性や災害発生後の被害を減らすために、治山・治水対策、土地利用や建築の指導、基盤施設の防災性向上など、災害リスクを軽減するための事前の取組みを進めます。

#### ① 災害危険箇所の改善

都市計画用途地域内では、一部外延部を除き平坦な地形のため土砂災害の危険性は低い一方、浸水による被害が広範囲に及ぶことが想定されています。したがって、外水氾濫の危険性のある区域については、浸水危険性を軽減するための河川改修の実施を河川管理者に要望し、内水氾濫の危険性のある区域については、公共下水道の雨水管整備等による排水処理対策を強化することで浸水危険性の軽減を図ります。

一方で、都市計画白地地域や都市計画区域外では急傾斜地や地すべり等の危険箇所があることから、土砂災害の危険性のある区域については、治山事業の実施を北海道に要望していきます。

#### ② 災害危険箇所における指導

土砂災害や浸水の危険性のある区域については、ハザードマップ等を通じて危険箇所や避難場所の周知に努めるほか、法に基づく危険区域については宅地造成等の開発に対し危険防止措置等の指導に努めます。

#### ③ 建築物の耐震化の促進

地震や火災による被害を最小限に食い止めるため、「倶知安町耐震改修促進計画」に基づき、木造住宅の耐震化を推進します。

また、災害時に防災拠点となる施設に関しては今後も耐震性能の維持に努め、利用者や避難者の安全確保を図ります。

#### ④ 都市基盤施設の防災対策の強化

「倶知安町耐震改修促進計画」に位置づけている緊急輸送道路となる幹線道路と橋りょうの定期的な点検及び必要な整備・修繕を行い、緊急輸送道路に面している耐震性の低い建物については耐震化整備を促します。

なお、避難経路となる道路においては、災害時の通行確保の観点から、道路改良工事等に合わせながら無電柱化を推進していくよう関係機関と検討・調整を行っていきます。

## (2) 災害が起きても安全が確保されるまちづくり

地震、水害、火災等の自然災害の発生を完全に無くすことはできませんが、万が一災害が発生しても、町民の生命だけは守ることができるよう、災害の種類や様相に応じた避難路や避難場所・避難所の機能を高めます。

### ① 避難経路の確保

災害時に避難場所や避難所まで安全かつ迅速に避難できるよう、災害時には道路の通行安全の確認に努めるとともに、特に、冬期間においては、避難経路となる道路除雪作業を行うことにより、防災拠点や避難所への道路交通の確保に努めます。

### ② 避難場所・避難施設の確保

「俱知安町地域防災計画」に基づき、災害の種類に応じて安全に避難できる指定緊急避難場所及び避難者・被災者が一時的な避難生活を送るための指定避難所（施設）の指定・整備を進めるとともに、備蓄計画に基づく避難生活に必要な資材等の確保に努めます。

また、公園、緑地、広場等のオープンスペースについても、災害時の一時的な避難場所として機能するよう必要に応じて整備を検討します。

なお、今後も増え続けることが見込まれる外国人を含む観光客等の滞在者の一時的な避難所（施設）の確保として、既存公共施設に加えて宿泊施設等との連携に努めます。

## (3) 総合的な豪雪対策の推進

豪雪地帯である当町では、克雪・利雪・親雪の視点から雪に強い生活環境づくりを進める必要があります。また、当町ではこれまでも除排雪対策に重点を置いてきましたが、高齢者割合の増加に伴い、自力での除排雪が困難な世帯の増加も予想されることから、地域と一体となった除排雪の取り組みの充実に努めます。

### ① 除排雪対策の充実

冬季間でも町民生活や経済活動を安全に維持するためには、道路の確保が非常に重要となるため、国や北海道との連携を図りつつ、効率的かつ迅速な車道及び歩道の除排雪に努めます。歩道が設置されていない通学路については、排雪や拡幅除雪による幅員確保によって児童・生徒の安全性確保に努めます。

また、町内会やボランティア団体等による高齢者や障がい者への除排雪支援の環境づくりに努めます。



### ② 堆雪場の確保

除排雪活動の効率化・迅速化に寄与する堆雪場の確保、充実に努めます。また、町内会等と連携して市街地内の一時堆雪場（雪よせ場）として活用可能な空き地の確保を図ります。

## 4-5 景観づくりの方針

### (1) 広大な自然景観の保全

町民の多くが誇りに感じている羊蹄山の眺望をはじめ、当町には山、川、田園のそれぞれに魅力的な眺望が広がっています。市街地に暮らす住民も、羊蹄山やニセコ連峰などの美しい自然景観を身近に感じて生活していることから、今後もこの自然景観の保全を重視した都市づくりを進めます。

#### ① 羊蹄山・ニセコ連峰の眺望保全

主要幹線道路沿道や主要な展望地において、羊蹄山やニセコ連峰の眺望を確保するための草刈りや植樹帯の美化などを町内会や地域団体等との協働で実施することにより、魅力的な眺望空間を保全するとともに、必要に応じて景観に配慮した整備を検討します。

#### ② 周囲の景観と調和する開発の誘導

準都市計画区域では、景観地区の運用によって引き続き周辺の自然や田園環境と調和を図り、適宜規制内容の見直しを検討します。

準都市計画区域外の郊外地域においては、「羊蹄山麓広域景観づくり指針」を踏まえ、周囲の景観との調和が図られるよう誘導に努めます。

#### ③ 尻別川の水辺景観の保全

尻別川においては、水と緑の水辺景観の保全を図りつつ、水辺の魅力を感じることができる親水空間として関係機関と連携しながら維持に努めます。



## (2) 人々を迎える魅力的な街並みの形成

今後ますます多くの来訪者を迎える当町では、町全体として目指すべき国際リゾート地の魅力につながる景観づくりが必要になります。このため、恵まれた自然環境や自然景観をただ守るだけでなく、羊蹄山の眺望等を取り込んだ魅力ある街並みを創りあげるための整備、規制、誘導等を進めていきます。

また、国際イベントが開催される際には景観形成の観点に立った環境整備に努めます。

### ① 町全体の景観の向上

国際リゾート地を目指す当町においては、住宅地、商業地、リゾート地、農業集落地、森林自然地などの土地利用に応じた町全体の景観づくりが今後の発展につながることから、景観法に基づく景観行政団体への移行、及び景観計画策定に向けた検討や調整を行ってまいります。

### ② 町の顔となる倶知安駅周辺の景観形成

当町の玄関口になる倶知安駅舎、駅前広場、駅周辺の街並みについて、羊蹄山への眺望の確保や、賑わい・交流する場の形成を目指した景観の形成を検討します。

### ③ 魅力的なリゾート地区の景観形成

リゾート地区では、国際リゾート地としての魅力を高める景観形成も重要であることから、屋外広告物のあり方の検討、観光交流・案内機能の強化等に努めます。

